

資料3-1

道民の健康づくり推進協議会地域・職域連携推進専門部会 設置要領

1 目的

道民の健康づくり推進協議会設置要領の5の(1)の規定に基づき、地域保健と職域保健が連携（以下「地域・職域連携」という。）し、生涯を通じた生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）予防対策を推進することを目的として、道民の健康づくり推進協議会地域・職域連携推進専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 議題

- (1) 生涯を通じた生活習慣病予防対策に関すること
- (2) 地域・職域連携の推進に関すること
- (3) その他必要な健康課題に関すること

3 構成

- (1) 部会は、15名以内の委員で構成し、道民の健康づくり推進協議会の委員及び地域保健、職域保健及びその他の関係機関・団体の関係者のうちから、必要に応じ招集する特別委員で組織する。
- (2) 部会の委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営

- (1) 部会の会議は、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の(3)の規定に基づき、道民の健康づくり推進協議会の委員長が招集し、主催する。
- (2) 部会には、委員の互選により部会長及び副部会長を置く。
- (3) 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。
- (4) 部会長が特に必要と認めたときは、部会の委員以外の者に部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

- (1) 部会の事務は、保健福祉部健康安全局地域保健課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、平成17年11月11日から施行する。

附則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月24日から施行する。

附則

この要領は、平成22年6月14日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月14日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月10日から施行する。

附則

この要領は、令和3年(2021)1月28日から施行する。